

Yahoo!ショッピング ストア運用ガイドライン

Yahoo!ショッピング ストア運用ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）は、ショッピングストア利用約款（以下「利用約款」といいます）に基づき、その運用ガイドラインの一つとして当社が定めているものです。

本ガイドラインでは、Yahoo!ショッピングの出店・運営（具体的には、出店や出品の基準、契約締結や解約の手續、お客様対応、ストアや出店者ページの制作など）にあたって守っていただきたい事項の細目を定めています。出店者様は、以下に定める内容をご理解いただき、順守していただきますようお願いします。

なお、利用約款において本ガイドラインと異なる定めがある場合、利用約款の定めが優先され、本ガイドラインの用語の定義は、特段定めのない限り、利用約款に従います。

（ご注意）

本ガイドラインには「ストアクリエイターPro」をご利用いただいている出店者様向けの記載と、「ストアクリエイター」をご利用いただいている出店者様向けの記載がございます。内容により、どちらのツールをご利用の出店者様に適用されるのか表示している項目がありますので、よくご確認ください。

※ 「ストアクリエイターPro」をご利用の場合、ツールのヘッダーに「Yahoo!ショッピング スタアクリエイターPro」のロゴが表示されています。

※ 「ストアクリエイター」をご利用の場合、ツールのヘッダーの「Yahoo!ショッピング」の下に「ストアクリエイター」のロゴが表示されています。

第 1 章 基本ルール

第 1 約款・ガイドライン・規程・法令等の順守

出店者様は、利用約款、本ガイドライン、各種規程、各種マニュアル、申請書類に記載の事項を必ずお守りください。

第 2 運営理念

- 1 Yahoo!ショッピングの正常な運営の妨げになるような行為を禁止します。利用約款または本ガイドラインに違反したと当社が判断した場合には、当社は、利用約款の規定に従い、開店準備中、運営中を問わず本契約を解除することがあります。
- 2 出店者様がおお客様に対してインターネットを利用して商品等を自由に販売していただくため、当社は、「出店者ページ」において、Yahoo!ショッピングでの商品等の販売に関係する情報やコンテンツの掲載に限定せず、出店者様の自社ホームページや自社 E コマースサイト等を含む Yahoo!ショッピング外のサイト（以下「外部サイト」といいます）へのリンクを設定すること等を制限しません。ただし、外部サイトへ遷移させる

- 際には、必ずリンク先が外部サイトであることの注意喚起ページを経由してください。
- 3 「商品等」または「出店者ページ」内における内容、販売行為および販売方法等が、法令等、利用約款もしくは本ガイドラインに違反している（そのおそれがある場合も含まれます）または Yahoo!ショッピングの快適で適切な運用にふさわしくないと当社が判断した場合、当社は、利用約款の規定に従い、当該商品等を削除・非公開とすること、当該内容を修正・削除すること、本契約の全部もしくは一部を利用停止すること、または本契約を即時解除することがあります。
 - 4 取り扱う商品等の販売にあたって必要な免許・許認可等は、出店者様自身の責任において確認・準備をおこなってください。取り扱う商品等についてのすべての責任は出店者様にありますので、ご不明な点につきましては、事前に弁護士等の専門家にご確認ください。
 - 5 Yahoo!ショッピングでの商品等の販売に関係のないページを作成することは禁止します。
 - 6 商品の在庫が確保されていないにもかかわらず商品掲載をおこなう見せかけ販売や、その商品の人気が高いように見せるようなランキング不正操作などの客引き行為をおこなうことは禁止します。
 - 7 「出店者ページ」の更新やお客様対応など、出店者様として必要な利用環境や業務環境（以下に例示するものを含みます）を必ず整えてください。
 - (1) 豊富な接客経験を持つ運営スタッフの配置
 - (2) 受注ピーク時にも十分対応できる人員体制および商品管理体制の確保
 - (3) ストアクリエイターPro では、カード決済、代引、銀行振り込みなどの決済手段の用意
ストアクリエイターでは、カード決済の用意
 - (4) 宅配便などの商品配送手段の用意
 - (5) 自社販売商品についての知識、商品販売にかかわる関連法規などに関する知識、本サービスの仕様に沿った商品データや商品画像を管理・運用する知識、HTMLや CSV 形式データに関する知識
 - (6) パソコンおよびインターネット接続環境
 - (7) 常にメールを送受信できる環境および運用・保守担当者の配置（添付ファイルを含むメールの送受信ができること）
 - (8) 常に当社からのお知らせを参照できる環境
 - 8 お客様満足度の高いサービスを提供するために、カスタマーサポートには十分な配慮をおこなってください。
 - 9 個人情報の取り扱いに関し、「出店者ページ」のなかでお客様に提示するプライバシーポリシーを設けてください。取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律、管轄官庁のガイドラインおよび当該プライバシーポリシーに従って、適切に利用・管理

し、また、不正アクセス、不正利用などの防止に努めてください。

第 3 出店・出品基準

1 出店について

- (1) 個人事業主は、申し込みの時点で満 20 歳以上であることを必須とします。
- (2) ストアクリエイターPro をご利用の出店者様は、申込時および運営中、当社がそれぞれ定める審査基準、経営状況判断基準（指定収納会社および第三者調査機関による与信審査等を参考にします）を満たしていることを必須とします。また、開店にあたって、当社所定の審査基準（ストア決済サービスの加盟店審査、受取口座の有効性確認、取扱商品の確認等）を満たしていることを必須とします。なお、審査基準等は公開しておらず、審査内容についてのお問い合わせは承りかねます。ご了承ください。
- (3) ストアクリエイターをご利用の出店者様は、申込時および運営中、当社がそれぞれ定める審査基準、経営状況判断基準（指定収納会社および第三者調査機関による与信審査等を参考にします）を満たしていることを必須とします。また、初回の出品にあたって、当社所定の審査基準（ストア決済サービスの加盟店審査、受取口座の有効性確認、取扱商品の確認等）を満たしていることを必須とします。なお、審査基準等は公開しておらず、審査内容についてのお問い合わせは承りかねます。ご了承ください。
- (4) ネットワークビジネス、頒布会中心の企業およびマルチ商法に該当するような販売をおこなう企業等または Yahoo!ショッピングにふさわしくない商品の販売をおこなう企業は出店をお断りします。
- (5) Yahoo!ショッピングや当社の他のサービスと競合するサービス（ショッピングモールの運営等）を提供している企業は出店をお断りすることがあります。
- (6) ストアクリエイターPro の開店審査またはストアクリエイターの出品審査において当社が不備を指摘した場合は速やかに対応してください。開店審査または初回の出品審査の申請日より 1 か月を経過しても、当社の不備の指摘に応じた改善が完了しない場合、当社所定の審査基準を満たしていないと扱うことがあります。
- (7) 申込書記載の不備などにより申込日より 3 か月以内に本契約が成立しなかった場合は、お申し込みを取り消します。また、本契約の成立日より 1 か月以内に開店審査の申請または初回出品審査がない場合は、本契約を終了します。このいずれの場合も、すでにご提出いただいている書類等のご返却は承りかねます。ご了承ください。

2 出店・出品中の禁止行為について

(1) 自己注文、代理注文に関する禁止行為について

以下の行為は禁止します。出店者様の従業員、委託先、提携先等の行為も、出店者様の行為とみなされますのでご注意ください。

- ア Yahoo!ショッピング上の各種ランキングの上位に自らを表示させることを目的として、自らまたは第三者に依頼し商品を購入すること
- イ 売上の水増し等を目的として、自らまたは第三者に依頼し商品を購入すること
- ウ Yahoo!ショッピング上の各種ランキングの順位を左右する情報にアクセスする等の行為をすること
- エ その方法を問わず、自らの注文によりポイントを取得およびモールクーポンを取得すること
- オ 自らの注文により取得したポイントを使用すること
- カ 自らの注文により、出店者様のストアにおいて、モールクーポンを使用すること
- キ 出店者様がお客様に代わり注文を行うこと

(2) 商品レビュー、ストア評価に関する禁止行為について

以下の行為は禁止します。その他、商品レビュー、ストア評価の公平性を損なう恐れがある行為や、本来の機能を損なう行為も禁止します。

- ア Yahoo!ショッピングの商品レビュー、ストア評価を外部サイトに転載すること
- イ 外部サイトで取得した商品レビューや評価コメントを、Yahoo!ショッピングに転載すること
- ウ お客様に対して商品の引き渡し前にレビューの書きこみを求めたり、出店者様にとって有利な評価をするように求めたりすること
- エ その方法を問わず、自らまたは第三者に依頼して商品レビュー、ストア評価を投稿すること（「このレビューは参考になりました」「この評価は役立ちました」ボタンの押下など、直接的な投稿以外の行為も含まれます）
- オ お客様に対して、一度投稿された商品レビューやストア評価の内容の変更・削除等の要請や強要をすること

(3) その他の禁止行為

以下の行為は禁止します。

- ア Yahoo!ショッピングの注文情報をもとに、出店者様が Amazon.co.jp 等の通販サイトやフリマアプリにて注文を行い、お客様へ商品を配送すること
- イ お客様の入金を商品調達に充当することを前提として出品すること

3 取扱商品・販売形態について

- (1) 以下の商品の販売は禁止します。
- ア 銃器類、火薬（玩具花火を除きます）などの危険物
 - イ 非合法商品および非合法商品に関連する商品
 - ウ いわゆる合法・危険ドラッグ、国内販売の禁止されている医薬品、高度管理医療機器（コンタクトレンズを除きます）
 - エ 著作権、商標権、パブリシティ権、肖像権、個人情報など他人の権利を侵害する商品、諸法規・公序良俗に反するもの
 - オ 著作権を侵害するコンテンツのダウンロード先や入手方法を案内または提供するもの、および著作権を侵害する態様でコンテンツを電子的手段で送付するもの
例：「有料ソフトや有料動画などを無料で手に入れる方法」など情報として出品し、権利者が用意しているものとは異なる URL から著作物をダウンロードさせるもの
 - カ 不動産
 - キ 金融商品（有価証券、商品先物取引、貸金業にあたる取引、保険など）、宝くじ、勝馬投票券、会員権、航空券・乗車券など
※ 上記に該当しない金券については、取り扱いの可否を含め、第 2 章の特別ルール（以下「特別ルール」といいます）の定めに従うものとします。
 - ク 旅行サービス（取次を含みます）
 - ケ 職業紹介、労働者派遣、医療相談、法律相談
 - コ たばこ
 - サ 中古下着
 - シ 動物（魚類、昆虫類、虫類、両生類を除きます）
※ ストアクリエイターでは、魚類、昆虫類、虫類、両生類の出品も禁止します。
 - ス 精力剤（第一類医薬品は除きます）
 - ・ 性的機能強化、改善を期待させる商品（医薬品、医薬部外品も含みます）
 - ・ 劇薬、ホルモン剤を含むもの
 - セ 身体機能検査キット（検体を郵送などで検査センターなどに返送しておこなうもの。ただし、紹介されている検査機関についてプライバシーマークまたは ISMS 認証を取得していることがサイト上で確認できた場合を除きます）
 - ソ 販売に際して法律で義務づけられている免許、資格条件を満たしていない商品
 - タ 武器として使用される目的を持つ商品や犯罪に使用されるおそれがある商品
 - ・ 弾丸（使用済みも含みます）、ボウガン、スタンガン、スリングショット、

ナックルダスター、ヌンチャク、催涙スプレー、特殊警棒、改造エアガン・改造モデルガンやその部品（銃砲刀剣類所持等取締法の規制対象に限りません）など

・ 法令により所持または携帯を禁止された刀剣類・刃物など
※ 調理用包丁、カッターナイフ、アウトドア用ナイフ、その他日常用途を有するものを除きます

※ アウトドア用ナイフの販売に際しては、青少年（18歳未満の者）への販売を禁止します

・ ダガーナイフ（刃体の長さにかかわらず）
・ 盗聴器、超小型カメラ、赤外線カメラなど

チ 譲渡や転売が禁止されているもの、悪用されるおそれがあるもの

・ 議決権行使書面
・ 公的機関発行の免許や許可証
・ 開錠工具、錠と対になっていない鍵、マスターキー
・ 契約者名義を「使用者本人の名義に変更すること」を前提としない通話可能な携帯電話
・ サンプル版やデモ版として貸与されている音楽 CD・DVD、ゲームソフト、コンピューターソフト
・ 領収書

ツ 開運、魔よけを標榜（ひょうぼう）する高額商品

テ 販売価格を固定できない商品（購入した時点で価格が確定しない商品、見積りが発生する商品）

ト レーザーポインター（PSC マークがあることを写真で明示されているものは除きます）

ナ 情報（暗号通貨を含みます）を商品としたもの

ニ 開栓または開封済みの飲料または食品（健康食品含みます）

ヌ 中古のコンタクトレンズ

ネ アダルト関連商品

・ アダルト DVD・Blu-ray、成人向け写真集
・ 児童ポルノまたはそれに類する商品
・ モデルの容姿、服装、肢体、タイトル、商品説明などから、未成年者を連想させると当社が判断した商品
例：イメージ映像、写真集、同人誌、トレーディングカード、テレホンカード等
・ 性的好奇心を満たす目的であると当社が判断した商品
例：アダルトグッズ等

- ・ その他公序良俗に反する商品
 - ノ 電波妨害装置
 - ハ 物販に付随せず募金や寄付を募るもの
 - ヒ トリチウム等、放射性同位元素を含む商品で、放射線障害防止法に基づき使用、販売等に関して許可または届出が必要なもの
 - フ 公的な安全基準、標準規格、認証等に適合しないもの
 - へ その他、当社が不適切と判断した商品
- (2) 以下の販売方法および役務提供は禁止します。
- ア 個人輸入代行による販売方法
 - イ 特定商取引に関する法律第 41 条に定める特定継続的役務の提供または特定継続的役務の提供を受ける権利の販売（以下「特定継続的役務提供」といいます）
 - ウ 物販に付随しない役務提供（ただし特別ルールで定める役務提供を除きます）
- (3) 以下の商品の販売は禁止していますが、当社の定める基準に基づき、別途契約を締結することで販売できる場合があります。
- ア 興行チケット
 - イ 自動車車体（ただし、特別ルールで定める二輪自動車等については別途契約の必要はありません）
 - ウ アダルト関連商品
- (4) 上記 (1) ないし (3) の定めにかかわらず、当社の定める基準に基づき、別途契約を締結することで、特定の商品の販売または特定の販売方法を認める場合があります。
- (5) 以下の商品の販売については、販売の可否についての審査をおこないます。商品を販売するにあたり免許や許認可が必要なものについては、免許・許認可証のコピーの提出を求める場合もあります。また、すでにご提出いただいている場合であっても、当社が求めたときには免許や許認可証のコピーをあらためてご提出いただきます。
- ア 酒類全般
 - イ 医薬品
 - ※ 医師や専門家が使用するもの、または大型の機具・機械や人体に対して危険を与える可能性のあるものは販売できません。なお、高度管理医療機器は、コンタクトレンズのみ販売可能です。
 - ウ コンタクトレンズ
 - ※ 許認可番号および医療機器承認番号を記載してください。なお、コンタクトレンズは、日本国内の承認がある商品のみ販売可能です。
 - ※ 海外からの発送はお断りしております。

エ ブランド品

オ ふぐ

カ 中古品全般（アンティークを含む）

キ 象牙の原材料（カットピース、端材、印材等）、象牙製品（製品の一部に象牙が用いられているものも含まれます）、タイマイ等の背甲や端材

※ 特定国際種事業者の事業者番号を未提出の場合でも、レプリカなどの人工物は出品可能ですが、人工物と判断が付かない商品は削除いたします。

※ 全形の象牙を出品する場合には、当該商品自体の画像および当該商品の国際希少野生動植物種登録票の画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください

ク その他、当社が審査を必要と判断した商品

(6) ブランド品の取り扱いについて

当社は、お客様により快適にサービスを利用していただくべく、Yahoo!ショッピングにおける偽造品の流通防止に取り組んでおります。その一環として、ブランド品の取り扱いを希望される出店者様につきましては、本契約時に当社指定の審査を受けていただいております。また、本契約後に新規にブランド品の取り扱いを開始される際にも同様の審査を受けていただいております。なお、審査を受けずにブランド品の取り扱いを開始された場合には、利用約款の規定に従い、本契約を解除することがあります。

また、当社がおこなう上記審査の通過は、取り扱いの商品の真贋（しんがん）や適法性等について当社が保証するものではありません。従って、「出店者ページ」上の表記等において「ヤフーブランド審査合格の安心のお店です」「〇月〇日ヤフー審査通過」などといった、お客様に誤認を生じさせたり、過剰な安心感を与えるような記載をすることは固くお断りします。

審査基準につきましては、世情・情勢に応じて変わるものですので、その旨をご理解いただきますようお願いいたします。なお、審査基準は公開しておらず、審査内容についてのお問い合わせは承りかねます。ご了承ください。

(7) 福袋等お客様が内容を確認できない商品の取り扱いについて

お客様が商品の内容および価値を適切に判断できる情報（品物の点数、品物の種類、品物の価値の合計額、同様の商品を複数販売する場合に一部の商品にしか含まれない品物がある場合はその内容および数、品物の価値の合計額に相当程度の差異が生じる場合にはその差異や最低限保証する品物など）を商品説明に記載してください。

また、品物の価値の合計額が、商品の販売価格を下回ることは禁止します。

(8) 中古品の取り扱いについて

ア 中古品を取り扱う場合は必ず出店者様の古物商の許可証の番号、許可をした

公安委員会の名称を企業情報に掲載してください。

イ 中古品としての商品の状態を、個々の画像を掲載するなどして、正確に説明してください。

ウ 商品の状態が新品同様の場合またはすべて同程度の状態の場合を除き、個々の商品ごとに商品登録をするものとし、同一の商品種類であっても複数個の在庫設定をすることは禁止します。

(9) リコールの対応について

リコール等、商品の不具合情報が公表されたときは、ただちに対象商品の取り扱いを中止し、改善対策が完了するまでは取り扱わないでください。また、すでにお客様にお引き渡し後であった場合は、お客様へ不具合情報および対応方法を案内する等、お客様の安全確保に努めてください。

4 Yahoo! JAPAN ID について

- (1) 本サービス利用にあたっては、有効な Yahoo! JAPAN ID が必要です。
- (2) 本サービスをご利用になる時点で未成年者（満 20 歳に達しない者をいいます。以下同じ）の Yahoo! JAPAN ID は、使用いただけません。本サービスの利用のために使用する Yahoo! JAPAN ID については、生年月日をはじめ、必ず正しい情報を登録してください。
- (3) 本契約のために用いている Yahoo! JAPAN ID を、ヤフオク!での落札など、当社が提供するその他のサービスで使用いただけない場合があります。

5 ストアアカウントについて

- (1) ストアアカウントとは、「出店者ページ」の URL の一部となるものであり、発行後の変更は承れません。
- (2) ストアアカウントとして使用いただけるのはストア名をローマ字表記したものなど、意味のある文字列のみとします。abc といった意味のない文字列は使用いただけません。
- (3) 半角で 3 文字（3 バイト）以上 20 文字（20 バイト）以内、半角の小文字英数字とハイフンのみ利用可能です。アンダーバー、コンマ、ピリオドなどは使用いただけません。「yahoo」の文字列は使用いただけません。
- (4) 公序良俗に反するものなどお客様が不快に思うであろう文字列は使用いただけません。
- (5) すでに利用されているストアアカウントと同一もしくは類似したものは使用いただけません。
- (6) 病名は使用いただけません。
- (7) 当社が不適切と判断した場合には、ストアアカウントの発行前に内容を変更して

いただきます。

6 ストア名について

- (1) ストア名は、Yahoo!ショッピングにおける店舗名です。
- (2) 全角 16 文字以内 (32 バイト以内) の文字数とします。
- (3) 使用可能な文字は以下のとおりです。

【全角】 ひらがな、カタカナ、漢字、「・ (ナカグロ)」、「' (クォーテーション) 」

【半角】 英数字、「& (アンド)」、「. (ドット)」、「- (ハイフン)」、「! (エクスクラメーションマーク)」、「 (スペース) 」

※ ストア名の先頭には記号を使用いただけません。

※ ストア名の末尾には「& (アンド)」、「- (ハイフン) 」を使用いただけません。

※ 記号は連続で使用いただけません。

- (4) 装飾語や不要な文言は原則使用いただけません。
- (5) すでに利用されているストア名と同一もしくは類似したストア名の使用はご遠慮ください。
- (6) 第三者の権利を侵害するものは使用いただけません。
- (7) 他の法人や団体の名称の一部または全部は使用いただけません。
- (8) 「ヤフー」「Yahoo!」の名称は使用いただけません。ただし、自社サイト等と区別をするために本来のストア名の末尾に「店」「ショップ」等と組み合わせて使用いただくことは可能です。なお、「ヤフー」「Yahoo!」の名称を使用いただける場合であっても、大文字 / 小文字、全角 / 半角を正確に表記いただく必要があります。

使用可例) 「〇〇〇 ヤフー店」「〇〇〇 ヤフーショップ」「〇〇〇 ヤフーSHOP (Shop/shop)」「〇〇〇 Yahoo!店」「〇〇〇 Yahoo!ショップ」「〇〇〇 Yahoo! JAPAN 店」

使用不可例) 「Yahoo!/ヤフーネットショップ」「〇〇〇 Yahoo!SHOP (Shop/shop)」

- (9) 公序良俗に反するものなどお客様が不快に思うであろうものは使用いただけません。
- (10) 不当表示の印象をお客様に与えるものは使用いただけません。

ア 客観的な判断に基づかず、その出店者様自身やその出店者様の取り扱う商品がほかに比べ優良、有利であるとお客様に誤認を与えるおそれのあるもの

例) 「元祖」「日本一」「こだわり」「人気」「話題」「激安」などの使用

イ お客様に商品、サービス内容の誤認を与えるおそれのあるもの

- (11) 明らかな露出目的と判断した場合には変更していただきます。
- (12) 検索システムで表示されない可能性のある文字または文言は使用いただけない場合があります。
- (13) 当社が不適切と判断した場合には変更していただきます。

第 4 本契約の締結および解約

1 本契約の締結について

- (1) ストア様からの本契約の申し込みに対する当社の承諾は、本サービスへのアクセス権限情報の発行の通知によりおこないます。
- (2) Yahoo!ショッピングのモバイル版をはじめ、Yahoo!ショッピングのサービスを提供するすべての媒体へのご参加を必須とします。
- (3) 出店者様は、対象月（毎月 1 日から末日）の売上額を、その月末日までに当社の提供するツールより当社に報告する必要があります。ご報告いただいた後に商品のキャンセル等が生じた場合は、売上額対象締め日から 30 日以内に当社の提供するツールより申請いただいた場合に限り修正が可能です。修正が認められた金額は、その翌月締め分の確定金額より相殺します。なお、本契約終了月の売上額は、その月末日までに確定していただく必要があります。その期日を超えて売上額の修正をすることはできません。
ただし、ストアクリエイターをご利用の出店者様は、売上額を報告する必要はありません。

2 本契約の解約について

- (1) 本契約の終了または中途解約を希望される場合は、解約を希望する月の前月の末日（中途解約については解約希望月の前月の当社の最終営業日）までに当社あてに必ず当社所定の方法でご通知ください。
- (2) 本契約の終了または本サービスの提供の中止もしくは停止にあたり、当社は、当社所定の文章を出店者ページに記載します。お問い合わせフォームを通してお客様よりお問い合わせをいただいた際には、必ず対応してください。
- (3) ストアエディターについては、本契約の終了と同時にご利用不可となります。
- (4) ストアクリエイターPro・ストアクリエイターについては、本契約の終了と同時に各種設定の編集はご利用不可となります。ただし、「注文管理」の情報はストアクリエイターPro・ストアクリエイターともに閉店後翌月末日まで確認が可能です。
- (5) 契約終了月のロイヤルティは、注文ステータスが「完了」の注文が対象です。

第 5 お客様対応

- 1 お客様から、以下の料金以外の料金（システム利用料、ロイヤルティ、梱包料、手数料、その他名目を問いません）を徴収することを禁止します。
 - (1) 商品代金
 - (2) 消費税
 - (3) 送料
 - (4) 運送業者が指定する運送用梱包資材の代金
 - (5) コンビニ決済、銀行振込決済（ペイジー）手数料
 - (6) 返品・交換する際の送料および返金・キャンセルにかかる手数料
 - (7) 二輪を含む自動車車体のみ、取得にかかる諸費用および税などの法定費用
 - (8) 法令に則ったリサイクル料金や収集運搬料金
- 2 商品代金以外の第 1 項各号の料金は、「お買い物ガイドページ」または商品説明等に明記してください。
- 3 送料は、以下の範囲内の金額としてください。
 - (1) 運送業者に委託する場合、運賃および代金引換手数料、速達、書留、冷凍、冷蔵等の運送業者に支払うオプションサービスの手数料の実費および運送業者が指定する運送用梱包資材の代金。代金引換手数料や、運送業者に支払うオプションサービスの手数料を送料に含む場合は、その旨と含まれる料金の名目および内訳の金額を「お買い物ガイドページ」または商品説明等に明記してください。
 - (2) 出店者様が自らお客様の元へ配送する場合および物流代行業者等に業務委託する場合、運送業者に委託した場合の運賃相当額を上回らない金額
- 4 送料について当社が要求する場合、出店者様は配送伝票や領収書、または運送業者や物流代行業者等との契約書の写し等、送料の表示が本ガイドラインに基づいて適切であることを客観的に説明できる資料を遅滞なく提出しなければなりません。遅滞なく提出がされない場合や資料が客観性・合理性を欠く場合、あるいは表示した送料が実費額を上回り当社が悪質と判断した場合、当社は、利用約款の規定に従い、一時休店または即時に本契約を解除することがあります。
- 5 返品・交換・キャンセルの特約については、「お買い物ガイドページ」または商品説明等に明記してください。また、返品・交換する際の送料や返金・キャンセルにかかる手数料などについては、社会通念から相当と考えられる範囲内の金額としてください。
- 6 商品のお届けの際は、納品書を同梱してください。
- 7 商品に同梱する印刷物には、Yahoo!ショッピングで用いている「出店者ページ」の URL を記載してください。
- 8 商品送り状の差出人欄には、Yahoo!ショッピングで用いているストア名または特定商取引に関する法律に基づき表示している商号を記載してください。

- 9 ストアクリエイターPro をご利用で出品時に在庫がなく、入荷の予定がない場合、商品登録を「削除」または「非公開」に設定してください。また、ストアクリエイターをご利用の場合、出品時には在庫が確保されていることが前提です。出品時に在庫が手元がない場合、商品登録を「削除」または「非公開」に設定してください。
- お客様の注文後に在庫切れが判明するなど、クレームとならないようご注意ください。お客様からお問い合わせをいただいた場合に電話やメール等で 1 営業日以内に対応できる体制を整えてください。
- 10 お客様へのメール送信については、以下にご注意ください。
- (1) 注文承諾・出荷連絡メールなど、お客様へ送信するメール内には Yahoo!ショッピングの「出店者ページ」の URL を必ず表示してください。
 - (2) 購買の前後にかかわらず、お客様へ情報提供・販売促進を目的としたメール配信をおこなう場合は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に従って事前にお客様からメール送信の承諾を得てください。また、お客様から配信停止の申し出があった場合は、メールの配信を停止してください。なお、メールの配信には、Yahoo!ショッピングの提供するストアニュースレター機能の使用を推奨しません。
 - (3) ストアニュースレター機能を使用してメール配信する場合、メール内には Yahoo!ショッピングの「出店者ページ」以外の URL は記載しないでください。また、ストアニュースレター機能を使用せずにメールを配信する場合、Yahoo!ショッピングの「出店者ページ」以外の URL を記載するときは、お客様に対して、外部サイトへリンクする URL であることを分かりやすく表示してください。
- 11 商品を購入されたお客様に対して、購入された商品以外に、自社または他社の販売促進物を送付する場合には、個人情報の保護に関する法律および管轄官庁のガイドラインに従い、あらかじめお客様に利用目的を明示してください。
- 12 当社では、常時評価機能などから出店者様の運用状況をモニターします。一定期間内に、平均2点以下の評価が複数確認されるなど、当社により運用に問題があると判断された出店者様に対しては、利用約款の規定に従い、本サービスの全部または一部の提供を中止または停止、もしくは本契約を解除することがあります。お客様との事故、クレームを極力起こすことのないように、商品の配送遅れ、誤納品、請求ミスには十分注意してください。

第 6 「出店者ページ」の制作

1 商品登録について

- (1) 商品名・画像・商品説明が同じ商品を重複登録することは禁止します。また、一部説明等が異なった場合でも、第三者から同一の商品であると認識される場合も同じです。

- (2) お客様に便利で適正な情報を提供するために、ストアエディターで、プロダクトカテゴリを登録してください。また、登録するプロダクトカテゴリは必ず正しいものを選択してください。プロダクトカテゴリについて当社が不適切と判断した場合には、当社にて適切なプロダクトカテゴリへの修正や商品削除をおこなうことがあります。また、万一、プロダクトカテゴリが未登録の場合は、当社にてプロダクトカテゴリの登録や商品削除をおこなうことがあります。
- (3) お客様に適正な情報を提供するために、ストアエディターでは一つの商品に対して一つの「商品コード」を設定してください。同じ商品コードを、ほかの商品に流用することは禁止します。
- (4) 商品価格の表示については、定価販売であるのに、ビジュアル訴求目的で赤字価格表記をするなどの誇張表現、優良誤認となるような表現はしないでください。また、景表法における過去の販売価格は、Yahoo!ショッピングで実際に販売された実績をもって設定できるものとし、実際の店舗や他モールのストア、自社ホームページなどでの販売実績は過去の販売価格として設定することはできません。
- (5) 過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示をおこなう場合の比較対照価格は、過去に同一の商品について Yahoo!ショッピングの当該ストアにおいて販売され、以下のアまたはイを満たした価格としてください。ただし、以下のアまたはイを満たすものであっても、過去実際に販売していた期間の最終日から 2 週間以上経過している場合や、過去の販売期間が 2 週間未満の場合は、比較対照価格として表示することは出来ません。
 - ア 今回の販売開始時点までの過去 8 週間のうち、販売期間の通算で 4 週間超の販売実績があること
 - イ 今回の販売開始時点までの販売期間が 8 週間未満の場合、販売期間の通算で過半かつ 2 週間以上の販売実績があること
- (6) 希望小売価格を比較対照価格とする二重価格表示をおこなう場合の比較対照価格は、あらかじめ新聞広告、カタログ、パンフレット、商品本体への印字等により公表され一般消費者に広く呈示されている価格としてください。当該価格が希望小売価格であることを示す根拠資料を必ず登録してください。希望小売価格であることを示す根拠資料が登録されていない場合やあらかじめ公表され一般消費者に広く提示されているといえない価格は比較対照価格として表示することは出来ません。新品と中古品、純正品と互換品など同一の商品の比較とはいえない価格は比較対照価格として表示することは出来ません。なお、希望小売価格であることを示す根拠資料の登録における著作権者の許諾等は、出店者様自身の責任において確認をおこなってください。
- (7) ブランド並行輸入品について、ブランド直営店等での販売価格を比較対照価格と

して表示する場合は、以下の条件をすべて満たすものとします。但し、以下の条件をすべて満たすものであっても、アウトレット品は正規品の販売価格を比較対照価格として表示することは出来ません。

ア 当社指定の審査対象ブランドであり、ブランド審査を通過していること

イ 当社所定のマニュアルに記載の指定事項を正確に表示していること

ウ イの指定事項に該当する情報に変更が発生した場合は、速やかに表示内容を変更すること

エ 比較対照価格の確認日が3ヶ月以内であること

(8) 商品名には装飾語や商品名以外の文字(送料無料など)を表記しないでください。

(9) 商品とは関係のない商品名や商品カテゴリ名を含めたものは使用いただけません。

(10) 商品(医薬品を除きます)について、医薬的な効能・効果を明示または暗示させるものは使用いただけません。

2 ページ制作について

(1) 使用可能 HTML タグ一覧にないタグは使用できません。

(2) JavaScript、Flash は使用できません。

(3) スタイルシートについては、使用可能 HTML タグ一覧に含まれるタグで記載してください(<STYLE>タグは使用できません)。

(4) 商品データ、商品画像作成時の字数制限・使用可能文字・容量制限・指定ファイル・形式指定などは、各種マニュアルに記載の制限をお守りください。特に、商品名の入力箇所には、商品名のみを入力し、商品名以外の記載はしないでください。なお、商品名や商品説明等実際に商品に含まれていない原材料や販売される商品に含まれない商品名・ブランド名も記載しないでください。

(5) 日本通信販売協会の定める「通信販売業における電子商取引のガイドライン」に沿った店舗情報の表示をおこなってください。

参照 <https://www.jadma.org/abouts/glecommerce/> (外部サイト)

(6) お客様からのお問い合わせ先は Yahoo!ショッピングに共通で設定されている「お問い合わせフォーム」を使用してください。

(7) 商品紹介に動画を用いる場合は、当社が別途指定する方法によるのみおこなってください。商品の紹介以外の目的で動画を用いることおよび当社が指定する方法によらずに動画を用いることは禁止します。

(8) 使用する画像や動画について、著作権法などに抵触しないことをあらかじめご確認ください。

(9) Yahoo!ショッピング外に掲載されている画像を出店者ページ内で表示することは禁止します。

(10) 使用する画像や動画に Yahoo!ショッピング外の URL を表示することは禁止し

ます。

- (11) 出店者ページへ以下の情報もしくはコンテンツを掲載し、または、以下の情報もしくはコンテンツへのリンク（これらの情報もしくはコンテンツが掲載されたサイトへのリンクを含みます）を設定することを禁止します。
 - ア 第三者の権利を害しまたは害するおそれのあるもの
 - イ 差別的な表現や不快語を含むもの
 - ウ ヌード、ポルノなどのわいせつまたはわい雑な内容を含むもの
 - エ 著しく性的感情を刺激する行動描写を含むもの
 - オ 粗暴または残酷な行為の描写を含むもの
 - カ 反倫理的または反社会的な行為の描写を含むもの
 - キ 品位を欠く内容または他人に不快感を与える内容を含むもの
 - ク 上記の他、公序良俗に反する内容または不快感を与えるような内容を含むもの
 - ケ 法令等に違反もしくは違反するおそれのあるもの
 - コ 当社の信用または当社の提供するサービスに対する信用を毀損するおそれのあるもの
 - サ 当社が出店者や出店者ページの内容について保証し、推奨しているかのような誤解を与えるもの
 - シ 第 2 運営理念の 2 に定める趣旨に反するもの
 - ス その他当社が不相当と認めたもの

3 表記について

- (1) 外部サイト URL のリンクを表示する場合は、お客様が外部サイトへのリンクであることが分かるようにしてください。また、Yahoo!ショッピングのほかの出店者様の「ストア」とのリンク設定をするときは、必ず双方同意のもとおこなってください。ただし、SEO 対策のための外部リンク購入やその他のスパム行為を禁止します。
- (2) 商品ページ内において、文字サイズを極小に設定することや背景色と文字色に類似色を使用するなど、著しく視認性に劣る文字サイズや文字色の使用は禁止します。また、商品名やキーワードを多数羅列するなど検索目的のための記載は禁止します。
- (3) 未成年者が購入できない酒類などの販売の際は、該当商品ページと「お買い物ガイドページ」およびカート内において「未成年者に対しては販売しない」旨を必ず記載してください。
- (4) お客様からいただいた店舗、販売商品についてのご意見、ご感想を「出店者ページ」内に掲載する場合は、掲載目的、掲載方法等について必ずお客様の事前了承を得たうえで、出店者様の責任においておこなってください。ストアクリエイタ

ーPro の「評価」の内容は、ストアクリエイターPro 上における閲覧目的でのみ利用し、その他で転載等しないでください。なお、ストアクリエイターの「ストア評価」の内容は、出店者ページのヘッダーに表示され、詳細はリンク先で確認することができます。

- (5) ストアクリエイターPro では、店舗内ナビゲーションについては、以下の 5 か所へのリンクを必ずおこなってください。
 - ・ カート（推奨表現「カートを見る」）
 - ・ 会社概要（info.html）（推奨表現「会社概要」）
 - ・ お買い物ガイド（推奨表現「お買い物ガイド」）
 - ・ プライバシーポリシー（推奨表現「プライバシーポリシー」）
 - ・ お問い合わせフォーム（推奨表現「お問い合わせ」）
- (6) ストアクリエイターPro の会社概要ページとお買い物ガイドページ、ストアクリエイターのストアについてページは、特定商取引に関する法律に基づく事項を必ず記載してください。なお、お買い物ガイドページは、注文一覧（カート）以降のページから自動的にリンクを設定します。
- (7) 販売にかかわる免許や許認可がある場合は、その内容を記載してください。
- (8) 東証一部上場・日本最大などの表現は法令等に従い適切におこなってください。誇張や虚偽のないようお願いします。

4 推奨環境について

- (1) 推奨 OS : Microsoft Windows Vista 以上（日本語版）
- (2) 推奨ブラウザ : Internet Explorer 7.0、Firefox 2.0 以上

第 7 その他、ご利用にあたっての注意事項

- 1 出店者様の商品、「出店者ページ」、Yahoo!ショッピング等を広告・宣伝する目的で、「出店者ページ」または出店者様の各ウェブページ、販促物において、「Yahoo!ショッピング」の各ロゴをお使いいただけます。ご利用の際は、当社が別途定めるブランドガイドラインをご確認ください。
- 2 当社とのメールでの連絡、カスタマーサポート、その他 Yahoo!ショッピングでの業務において利用するメールアドレスは、当社やお客様からのメールの受信に支障がなく、連絡を取ることが可能であり、出店者様が常時確認しているメールアドレスとしてください。
- 3 所在地や連絡先を変更した際には、遅滞なく当社に変更後の所在地や連絡先をご連絡ください。なお、所在地や連絡先の変更に伴い、連絡をとれない状況（当社からの連絡に返信いただけない場合を含みます）が出店者様の 3 営業日を超えて続いた場合には、強制的に本契約を解除させていただくことがあります。
- 4 なりすまし注文やカード詐欺などによる悪質な注文が発生した場合、速やかに当社へ

ご連絡ください。また再発防止のため所轄の警察に通報・ご相談をお願いします。

5 予約、オーダーメイドなど、お客様の注文後に、商品を仕入れたり制作したりする場合には、以下のいずれかを満たすものとします。また、ストアクリエイターでは、これらを販売できません。

- (1) 商品の引き渡し時あるいは商品引き渡し後の支払いとすること
- (2) 支払い方法を複数設定し、いずれか一つは上記(1)の方法とすること

第2章 特別ルール

第1 健康食品等に関するルール

健康食品、健康器具、化粧品、医薬品、医療機器ほか、人または動物の身体構造、機能に影響を及ぼすことが目的とされているもの（以下「健康食品等」といいます）の商品について、承認を受けていない効能効果をうたうことは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律および関連法令等（以下「医薬品医療機器等法」といいます）に違反するのみならず、取引の信頼性を損ない、利用するお客様の健康被害を誘引するおそれがあります。

従って、当社では、これらの商品を取り扱うにあたり、販売基準と記載方法について、規定を設けています。商品を取り扱う際には、医薬品医療機器等法における表記および以下の規定を順守してください。なお、医薬品医療機器等法の表記については、事業所の所属する都道府県の健康局、薬務局等の担当部署が管轄していますので、ご不明な点は所轄の監督官庁にご相談ください。

1 健康食品等全般について

- (1) 健康食品等を販売する際には、広告表記、販売方法を含め医薬品医療機器等法を順守し、医薬品医療機器等法に定められている必要な販売資格（者）等を保持するものとします。
- (2) 健康食品等の販売方法、広告等に関して業界団体の定めた自主基準・規制がある場合については、当該基準・規制を順守するものとします。
- (3) 健康食品等につき、法令違反が判明あるいは法令の規制の対象となった場合についてもただちにそれらに従った対応をおこなうものとします。
- (4) 出店、出品の前後を問わず、健康食品等について、当社から医薬品医療機器等法等に照らして問題がある、あるいはそのおそれがあるとの通知を受けた場合、ただちに是正してください。
- (5) 当社が厚生労働省、都道府県薬務局などから協力を求められた場合、出店者様のおこなっている表示内容等について開示、提供する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

2 健康食品・健康器具について

- (1) 医薬品的な効能効果を表記することはできません。
 - (2) 服用時期、服用間隔、服用量、飲み方を指定することはできません。
- 3 医薬品・医薬部外品・医療機器について
- (1) 承認を受けた効能効果以外は表記することはできません。また、安全性や効能効果を保証する文言、最大級またはこれに類する表現はできません。
 - (2) 医薬品、医薬部外品、医療機器であることを記載してください。
 - (3) 医療機器の場合、医療機器承認番号を記載してください。
 - (4) 取り扱い可能な商品は、日本での承認がある場合に限りです。
 - (5) 医師や専門家が使用するものや大型の機具・機械、また人体に対して危険を与える可能性のあるものは取り扱いを禁止します。
 - (6) 医薬品の場合、「医薬品」に属するカテゴリに出品されていること。
- 4 化粧品・整髪料・スキンケア商品について
- (1) 化粧品の効能効果は、決められた範囲を超える表現はできません。
 - (2) 薬用化粧品の効能効果は、承認を受けた範囲を超える表現はできません。
- 5 その他の表記について
- (1) 安全性や効能効果を保証する文言、最大級またはこれに類する表現をしてはいけません。
 - (2) 医療関係者および一般の認識に相当の影響を与える団体等の推薦文言を表記してはいけません。
 - (3) 購入に関して射幸心をあおる懸賞および商品広告をしてはいけません。

第2 開運、魔よけ等の効果を標榜（ひょうぼう）する商品に関するルール

開運、魔よけ等の効果を標榜（ひょうぼう）する商品については、合理的根拠を示す資料なくして開運、魔よけ等の神秘的な内容、主観的内容、抽象的内容の効果を記載することは、不当景品類及び不当表示防止法等その他関連法規（官公庁が定めるガイドライン、運用基準等を含み、以下「景品表示法等」といいます）に抵触する場合があります。従って、当社では、これらの商品の取り扱いを原則禁止しており、以下の規定を順守していただける場合に限って例外的に販売を認めています。

これらの商品に関する広告表現が景品表示法等に抵触するおそれがあると判断された場合には、当該商品は削除対象となることがあります。またその際、即時、本契約を解除することもありますのであらかじめご注意ください。

- 1 高額商品を販売することは禁止します。
- 2 開運、魔よけ等の神秘的な内容、主観的内容、抽象的内容の効果を示す商品名、商品説明、グラフ、体験談を記載、掲載しないでください。
- 3 出店の前後を問わず、当社から上記に照らして問題があるまたはそのおそれがあるとの通知を受けた場合、ただちに是正してください。

- 4 当社が記載内容の適否の審査に必要があると判断する場合、記載を裏付ける合理的な資料をすみやかに提示してください。
- 5 当社が関連当局などから協力を求められた場合、表示内容について開示、提供する場合があることをあらかじめご了承ください。

第 3 生体に関するルール (ストアクリエイターPro)

※ストアクリエイターでは、生き物全般の出品を禁止します。

ペット、生き物を販売する場合は、以下の規定を順守してください。

1 取り扱い基準

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」といいます）その他の関係法令を十分理解のうえ、順守していること。
- (2) 法令の規制にあたる動物の取り扱い・販売をする場合、動物愛護法上の動物取扱業を登録済みで、かつこの規制に準拠している事業者であること。
- (3) 動物愛護法に基づく動物取扱業の申請先である都道府県知事または指定都市の長から、環境省令で定める基準を順守せずに、改善勧告または命令を受けた場合、すみやかに改善すること。1 か月以内に改善が認められなかった場合、利用約款の規定に従い、即時に本契約を解除します。
- (4) 動物の愛護や管理に関する法律や条例が新たに制定・施行された場合、すみやかに順守すること。
- (5) 動物愛護団体の合理的な基準がある場合、その基準に準拠するよう努めること。

2 取り扱い、取引上の注意事項

(1) 商品の説明責任

取り扱う商品やサービスなどの内容および販売条件について、お客様の混乱や誤解がないよう、文字および画像により詳細な説明をしてください。お客様が一方的に不利になるような特約を定めることは禁止します。

(2) お客様への注意喚起

生体の取り扱いにあたって発生するまたは発生すると思われる費用（設備、餌、医療など）および問題（生育環境、大きさ、臭いなど）については、事前に商品ページや Q&A を使ってお客様に十分な説明をしてください。

(3) お客様への対応

お客様からの問い合わせ、苦情、請求などに対しては、自らの責任と費用において誠意を持って対応し、解決を図ってください。

(4) 生体に負担をかけない取引方法

配送・受け渡しは、できるかぎり生体に苦痛やストレスを与えないように努めてください。直接受け渡しや空港引き渡し、ペット輸送専門業者などの輸送・授受手段を用意することが望ましいです。

(5) トラブル対応

購入後のアフターフォローについて責任を持って対応してください。また、お客様から苦情を受け、またはお客様との間にトラブルが生じた場合は、自らの責任と費用において誠意を持って対応し、解決を図ってください。

(6) 補償

生体死着補償を用意してください。

第 4 金券に関するルール (ストアクリエイターPro)

※ ストアクリエイターでは取り扱いを禁止します。

金券を取り扱う場合は、以下の規定を順守してください。

- 1 在庫が手元にある状態で販売してください。
- 2 使用条件がきわめて限定的であるような、一般流通していない金券および電子マネー、権利を移転できない交通系 IC カード等（金銭に類似した価値として認められた電子情報またはそのための情報を記録したカードなど）の取扱いは禁止します。
- 3 Amazon ギフト券または Amazon ショッピングカードは、その発行方法に関わらず取り扱いを禁止します。また、それに類すると当社が判断した商品も同じです。
- 4 「ギフト券」、「プリペイドカード」、「切手、はがき」、「貨幣、メダル」、「テレカ、プリペイドカード」に属するカテゴリに出品してください。
- 5 金券商品の決済方法としてクレジットカード、各種キャリア決済などの後払い方式を利用することは禁止します。ただし、当社が特に認めた場合は、当社が指定した決済手段に限り利用することが可能です。

第 5 二輪自動車等の販売に関するルール

下記の基準に基づき二輪自動車等の取り扱いが可能です。

1 取り扱い可能な二輪自動車等

- (1) 道路運送車両法および道路運送車両法施行規則で定められている原動機付自転車、軽二輪自動車および小型二輪自動車
- (2) 違法改造等のない公道走行が可能なもの

2 取り扱いにあたっての注意事項

公道走行にあたり車両登録等が必要となる場合は、その手続きを出店者様がおこなうのか、お客様がおこなうのか、またはいずれかの選択が可能なのかをあらかじめ明示してください。また出店者様がおこなう場合は、必要な諸費用・手数料等の全額をあらかじめ明示してください。お客様がおこなう場合は、必要な諸費用・手数料等の目安を明示するとともに、車両登録等の手続きに必要な情報の提供や書類等の交付を滞りなくおこなってください。

第 6 役務提供に関するルール（ストアクリエイターPro）

※ ストアクリエイターでは取り扱いを禁止します。

物販に付随しない役務提供の取り扱いは禁止します。ただし、以下の「取り扱い基準」を満たす場合には、以下のサービスに限り、物販に付随しない役務提供の取り扱いが可能です。なお、特定継続的役務提供については、物販に付随するか否かにかかわらず禁止します。

1 取り扱い基準

- (1) 見積もりの必要がなく、販売価格が固定であること。
- (2) 訪問サービスではないこと。
- (3) 補償基準を記載すること。

取り扱う商品やサービスなどの内容および販売条件について、お客様の混乱や誤解がないよう、文字および画像により詳細な説明を十分におこなってください。あわせて、お客様からの問い合わせ、苦情、請求などに対しては、自らの責任と費用において誠意を持って対応し、解決を図ってください。また、お客様が一方的に不利になるような特約を負わせることは禁止します。

- (4) 「レンタル、各種サービス」に属するカテゴリに出品されていること。

2 修理、取り付け

- (1) 修理、リフォーム

預かり品の修理、加工サービスであること（衣類の仕立て直し、ジュエリーの加工など）。

- (2) 取り付け

ETC、カーオーディオ、カーナビゲーションの取り付けサービスのみ取り扱いが可能です。

商品説明には、以下の情報を記載してください。

- ・ 資格の有無を明示（例：▲級自動車整備士免許所持）
- ・ 実績等を明示（例：開業して●年、■台以上の取り付け実績）

3 クリーニング、印刷

- (1) クリーニング・洗濯

衣類、布団のみ取り扱いが可能です。

- (2) 印刷

4 検査

- (1) 遺伝子検査（NPO 法人「個人遺伝情報取扱協議会」に加盟していること）

5 レンタル

- (1) レンタルの出品

レンタルの出品は「レンタル、各種サービス > レンタル」に属するカテゴリ内のみとし、以下に示す物品等を出店者様自身が出品する場合があります。また以

下に該当するものであっても、他のルールで出品や販売を禁止しているものや、法令により取り扱いに資格や免許等が必要なものを除きます。

- ア ゴルフクラブ、釣り具、キャンプ用品、アウトドア用品、自転車、スキー用品、スノーボード用品
- イ 衣料品、バッグ、スーツケース、宝飾等のアクセサリ
- ウ ベビー用品、家具、インテリア用品
- エ コスプレ用品（実在する企業、学校等の制服、ユニフォーム類、他人の権利を侵害するものは禁止します）、手品用品、パーティグッズ
- オ 工具、DIY 用品
- カ カメラ、ビデオカメラ、テレビ、ブルーレイ・DVD レコーダー、オーディオ機器、ホームシアター、パソコン本体、パソコン周辺機器、サプライ用品、プリンター、複合機、スキャナー、裁断機、キッチン家電、季節家電、冷暖房器具、空気清浄機、掃除機、美容家電、健康家電、玩具、絵画、工芸品、楽器
- キ 厨房機器、OA 機器、オフィス家具
- ク オフィススペース、店舗スペース、会議室、倉庫スペース、駐車場

(2) レンタル期間について

- ア レンタル期間はあらかじめ定めて商品説明で明示してください。
- イ 無期限、または実質無期限となるような期間の定め方は禁止します。
- ウ お客様の責任でレンタル期間を超過した際に、お客様に延滞料や遅延損害金等の負担を求める場合は、あらかじめレンタル期間超過の場合の計算方法(期間超過の起算日等)、金額等の条件 を商品説明で明示してください。
なお、延滞料や遅延損害金などについては、社会通念から相当と考えられる額を超えて徴収することを禁止します。
- エ 本来のレンタル期間の金額を延滞料や遅延損害金等の名目で徴収することや、それに類する行為および商品説明は禁止します。
- オ レンタル期間に応じて利用料を定める場合で、お客様が任意に期間を選択できる場合、1 期間あたりの利用料の単価を商品代金とし、レンタル期間を個数として注文することで利用料が定まる方法で出品してください。

(3) 破損、汚損、紛失等によりレンタルに供した物品や不動産等に損害が発生した場合

- ア 破損、汚損、紛失等の場合に、実際の損害額を超えた金額を損害賠償として請求することは禁止します。
- イ 破損、汚損、紛失等の場合に、実際の損害額が出品物の販売価格を超える可能性がある場合は、あらかじめその旨を明示してください。
- ウ 破損、汚損の箇所や程度に応じた損害賠償額や紛失の場合の損害賠償額を

あらかじめ定めておく場合、その内容を商品説明で明示してください。その場合も、社会通念上相当と考えられる額を超えた金額を定めることは禁止します。

- エ 経年変化、自然損耗または通常の使用によって生じる劣化等、社会通念上お客様側の責任によらないレンタルに供した物品や不動産等の価値の減少について、お客様へ負担を求めることは禁止します。また、OA 機器等、使用にあたって必要な消耗品がある場合に、その消耗品に対する負担をお客様に求める場合はあらかじめ商品代金に含むようにしてください。
- オ 預り金、保証金、デポジット等の名目にかかわらず、レンタルにあたってお客様からあらかじめレンタルの利用料とは別に金銭を預かることは禁止します。

第 7 中古カーナビゲーションに関するルール

中古のカーナビゲーションを取り扱う場合は、商品説明欄にシリアル番号（製造番号）を記載してください。

第 8 中古記憶媒体等に関するルール

中古のハードディスクドライブ、フラッシュメモリーなどの記憶媒体等、ハードディスクレコーダーや、携帯型音楽端末等を取り扱う場合は、保存されている内容をすべて消去してください。

第 9 スイムウエア（水着）、インナーウエア（下着）に関するルール

スイムウエア（水着）、インナーウエア（下着）を取り扱う場合は、以下の規定を順守してください。

- 1 使用済みのスイムウエア（水着）や補正用インナーウエア、ウエディング用インナーウエア、マタニティーウエアについては、商品がクリーニング済みであって、さらに「クリーニング済みである」旨を商品説明に明示する場合に限り取り扱いを認めます。
- 2 補正用インナーウエア、ウエディング用インナーウエア、マタニティーウエア以外の使用済みインナーウエア（下着）の取扱いは、一切禁止します。
- 3 取扱可能なスイムウエア（水着）やインナーウエア（下着）であっても、使用済みのものについては、人物が着用している画像を商品の写真として掲載することは禁止します。
- 4 スイムウエア（水着）やインナーウエア（下着）を販売する際に、当該商品以外に、商品を着用している画像などを「おまけ」として付加することは禁止します。

第 10 携帯電話機に関するルール

ソフトバンクモバイル株式会社（以下、「ソフトバンクモバイル」といいます）および株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「ドコモ」といいます）の販売する携帯電話機を取り扱う場合は、以下の規定を順守してください。

1 携帯電話会社各社が提供するウェブサイトにおいて、販売前に携帯電話機の固有番号（製造番号）を入力のうえ、不正に入手された携帯電話機ではないことを確認してください。

※ 製造番号の確認方法は各社の提供するウェブサイトをご覧ください。

- ・ ソフトバンクモバイルが販売する携帯電話機（ディズニー・モバイルを含む）の場合

ネットワーク利用制限携帯電話機について（外部サイト）

- ・ ドコモが販売する携帯電話機の場合

ネットワーク利用制限携帯電話機確認サイト（外部サイト）

2 販売する際には、商品説明に製造番号を記載してください。

3 利用制限中の端末や、端末販売時の割賦金を完済していない端末は販売を禁止します。

第 11 希少野生動植物種の個体等の出品に関するルール

1 希少野生動植物種の個体等（全形の象牙、トラやヒョウの毛皮・はく製、アジアアロワナなど）は、種の保存法に基づいて発行された国際希少野生動植物種登録票がなければ出品できません。希少野生動植物種の個体等を出品する場合には、当該商品自体の画像および当該商品の国際希少野生動植物種登録票の画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください。

2 先端部を含み、長さが 20cm 以上の分割された象牙を出品する場合には、種の保存法に基づく管理票の記載その他の情報により、分割されたことが確認できるものに限り、

※ 上記確認が行えるよう当該管理票の記載その他の情報についての画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください。

※ 当該管理票の氏名・住所・電話番号欄は、記載内容が判別できないよう処理を施してください。

※ 譲渡先が確定していなくとも、譲渡先の氏名・住所・電話番号欄以外を記載した管理票を掲載してください。

3 ワシントン条約で輸出または輸入が規制されている動植物を日本国外から出品することおよび出品国外へ発送することを禁止します（日本国外からの出品および出品国外への発送を示唆するものを含まず）。

出品するにあたって、登録などが必要かどうか分からない場合は、以下のリンクをご確認のうえ、関係当局に事前にご相談ください。

[環境省 希少な野生動植物種の保全](#) (外部リンク)

[経済産業省 製造産業局 紙業服飾品課](#) (外部リンク)

[財団法人 自然環境研究センター \(登録機関\)](#) (外部リンク)

※ 象牙の原材料(カットピース、端材、印材等)、象牙製品(製品の一部に象牙が用いられているものも含まれます)、タイマイ等の背甲や端材を出品する場合には、経済産業省へ特定国際種事業の届出と当社への事前申請が必要です。

※ イヌワシなどの国内の希少な動植物は販売自体が禁止されています。

第 3 章 ポイント

第 1 定義

本章において、「商品価格」とは、注文額に消費税および地方消費税を加えた額をいい、送料や手数料等は含まないものとします。

第 2 当社の指定するポイント

利用約款第 1 条第 23 号に定める当社の指定するポイントとは、Yahoo! JAPAN ポイントガイドラインに従い付与されるポイントをいいます。

第 3 基本事項

1 ポイントの付与

(1) 付与率の計算

ア 当社は、Yahoo! JAPAN ID でログインして商品等を購入したお客様に対して、一定のポイント付与率（以下「ポイント付与率」といいます）に基づき計算されたポイントを付与します。

イ 当社の定める標準のポイント付与率（以下「標準ポイント付与率」といいます）は、商品価格の 1%ですが、出店者様においてそれより上のポイント付与率を設定することができます。ポイント付与率の設定については、後記 7 をご確認ください。

ウ ポイント付与率の計算は、1 商品ごとでおこなわれます。

エ 付与されるポイント数の計算は、商品価格×ポイント付与率で算出します。算出されたポイント数は小数点以下を切り捨てとします

例：お客様が商品 A（商品価格 2,160 円）を標準ポイント付与率 1%にて 1

個購入した場合の計算式は $2,160 \times 0.01 = 21$ （小数点以下切捨）となり、21 ポイントが付与されます。

オ 各商品等に対して付与されるポイント数の計算は、ポイント付与率に基づき、当社がおこないます。

(2) 仮ポイント

ア お客様が Yahoo! JAPAN ID でログインして注文をした直後に付与されるポイントを仮ポイントとします。仮ポイントは、注文からポイントが確定的に付与されるまでの間、将来付与されるポイントをご確認いただけるように暫定的に発行されるポイントです。ポイントが仮ポイントの状態のときには、お客様はポイントを利用できません。

イ 仮ポイントの発行からポイントが確定的に付与されるまでの期間を「仮ポイント期間」といいます。仮ポイントは、14 日後に自動的に確定します（以下確定したポイントを「確定ポイント」といいます）。予約注文の場合は発売日から起算して 14 日後に自動的に確定します。ただし、1000 ポイント以上の高額利用の場合は自動確定しません。確定するには注文ステータスを「完了」にしてください。

※ ストアクリエイターをご利用の出店者様は、予約商品を出品することができません。

(3) 仮ポイントの処理方法

ア 仮ポイント期間内でも、ストアクリエイターPro の注文管理により注文処理を完了させることで仮ポイントを確定させることができます。

イ 仮ポイントは、上記の注文管理システムでお客様の注文のキャンセル処理を 1 商品ごとにおこなうことにより、それに付随して自動的に取り消されます。仮ポイントのみまたは注文のみをキャンセルすることはできません

※ ストアクリエイターでは注文単位でのキャンセルしかできません。

(4) お客様は、仮ポイントが確定した後にポイントを利用できます。

2 お客様によるポイントの利用

(1) お客様は自身の持つ利用可能なポイントを 1 回につき 1 ポイントから、1 か月に 100,000 ポイントまで Yahoo! ショッピングでのお買い物に利用でき、お客様がポイントを利用した場合、出店者様は、お客様に対して 1 ポイント=1 円の換価率に従い、利用されたポイント（以下「利用ポイント」といいます）相当額を商品代金から値引きして販売します。ただし、当社の判断で、例外的に当該上限を超えた利用を許容する場合があります。

(2) ポイント利用の対象は、商品代金、送料、手数料、税金、その他の Yahoo! JAPAN ID でログインして取引したお客様が支払う一切の金額とします。

- (3) お客様が注文で発生した出店者様への支払いの全額につきポイントを利用した場合、その後、注文内容の変更によりお客様の支払うべき代金が増額した場合、当該増額分についてはポイントを利用することはできず、それ以外の方法により支払うこととします。

3 ポイントの原資負担

- (1) 標準ポイント付与率によりお客様に付与されるポイントの原資は、当該付与の原因となった商品等（以下「標準ポイント付与原因商品等」といいます）を提供した出店者様が負担します。
- (2) 出店者様が標準ポイント付与率を上回るポイント付与率を自ら設定した場合、当該設定に基づき付与されるポイントの原資は、当該出店者様が負担します。
- (3) 当社は、一定の商品等やカテゴリを対象として、独自にお客様にポイントを付与するキャンペーン等（以下「ポイントキャンペーン等」といいます）をおこなう場合があります。その場合、当社は独自にポイント付与率および当該付与率に基づき、ポイントを付与する期間、その他ポイントキャンペーン等に関する条件を設定します。
- (4) ポイントキャンペーン等によりお客様に付与されるポイントの原資は、当社および標準ポイント付与原因商品等を提供した出店者様が負担します。出店者様の負担は、標準ポイント付与原因商品等の商品価格の1.5%相当額です。なお、出店者様は、当社が、ポイントキャンペーン等の原資を、いつ、どのキャンペーンに使用したかを開示しないことをあらかじめ承諾するものとします。

4 当社から出店者様に対する確定ポイントおよびポイントキャンペーン等の原資の請求

- (1) 確定ポイント付与の原因となった商品等を販売した出店者様は、ストアクリエイターPro・ストアクリエイター内で計算された月間の確定ポイントおよびポイントキャンペーン等の原資を当社に対して支払う義務を負います。その支払いは、当社が出店者様へお支払いする売上から相殺されるものとします。
- (2) 毎月の確定ポイント数は、ストアクリエイターPro・ストアクリエイター内で確認できます。

5 出店者様から当社に対する利用ポイント相当額の請求

- (1) 当社は、ストアクリエイターPro 内で計算された月間の利用ポイントの利用相当額（以下「利用ポイント相当額」といいます）を、当該利用ポイントが利用された商品等を提供した出店者様に対し、翌月末日までに支払います。また、ストアクリエイター内で計算された利用ポイントの利用相当額については、取引が確定した翌請求受取日に支払います。
- (2) 支払い方法は、出店者様が指定した出店者様名義の金融機関の預金口座に振り込み・送金することとします。
- (3) 支払いの際に発生した振込手数料は、当社が負担します。

- (4) 毎月の利用ポイント数は、ストアクリエイターPro・ストアクリエイター内で確認できます。

6 確定ポイント、利用ポイントの取消

(1) 確定ポイントの取消

お客様からの申し出等により注文の取消があった場合、お客様に付与されたポイントは当社所定の方法により自動的に取り消されます。

(2) 確定ポイントの取消による差額処理

ア お客様に付与された確定ポイントが取り消された場合、当社は当該確定ポイントおよびポイントキャンペーン等の原資を返金します。返金方法は、本サービスの利用にあたってお客様が当社に対して負担する債務と相殺する方法とします。また、返金額が当該請求額を超過した場合、出店者様に対して出店者様が指定した出店者様名義の金融機関の預金口座に振り込む方法で返金します。この場合の振込手数料は、当社が負担します。

イ 本契約の終了の時点で本契約が終了した月までの確定ポイントの請求額との相殺をおこなってもまだ超過する返金額があるとき、出店者様に対して出店者様が指定した出店者様名義の金融機関の預金口座に振り込む方法で本契約終了後に返金します。この場合の振込手数料は、当社が負担します。

(3) 利用ポイントの取消

お客様からの申し出等により注文の取消があった場合、当該注文におけるお客様による利用ポイントは当社所定の方法により自動的に取り消されます。

(4) 注文の一部取消に伴う利用ポイントの充当

お客様からの申し出等により注文の一部取消があった場合、当該注文におけるお客様による利用ポイント相当額とその他の決済方法による支払い金額の合計が当該一部取消後の取引代金を上回った場合は、利用ポイントによる出店者様への支払いを優先します。

※ ストアクリエイターでは注文の一部取消はできません。

(5) 利用ポイント取消による差額処理

ア ポイントを利用して支払いがなされた取引が取り消されるなど利用ポイントが取り消された場合、当該取引をおこなった出店者様は、当社からすでに受領した利用ポイント相当額の金額を当社に返金します。返金方法は、利用ポイントの取消が発生した月の利用ポイント相当額の出店者様から当社に対する請求分と相殺する方法とします。また、返金額が当該請求額を超過した場合、出店者様は当社に対して当社が指定する方法にて返金するものとします。

イ 本契約終了の時点で本契約が終了した月までの利用ポイント相当額の請求額との相殺をおこなってもまだ超過する返金額があるとき、出店者様は当社

に対して当社が指定する方法にて本契約終了後に返金するものとします。

7 ポイント付与率の設定について ※ストアクリエイターでは、ストア内一律ポイント設定になります。

(1) 当社は、標準ポイント付与率を上回るポイント付与率を出店様が設定する手段として、ストア別付与率設定機能および商品別付与率設定機能の二つの機能を出店様に提供します。機能の詳細は次のとおりです。

ア スタア別付与率設定機能

ストアクリエイターPro 内で下記の設定ができます。

(i) スタア内で一律のポイント付与率の設定

(ii) スタア別付与率の有効期間設定

イ 商品別付与率設定機能

(i) スタアエディターや商品データベースアップロードにより商品別にポイント付与率を設定できます。

(ii) Yahoo! JAPAN ID 取得者に対して一律にポイント付与率を設定する方法と、ストアスタンプラリーのランク別にポイント付与率を設定する方法のどちらか一方を指定できます。

(iii) 商品別のポイント付与率は、Yahoo!ショッピングのストアページ内の商品情報の反映完了時から適用されます。

(2) スタア別付与率と商品別付与率が同時に設定された商品については、商品別付与率の設定を優先します。

(3) 出店様は、当社が設定したポイント付与率の範囲外の設定はできません。上記(1)アのストア別付与率設定機能および上記(1)イの商品別付与率設定機能ともに、2~15%の範囲内（ただし小数点以下を設定することはできません）の付与率を設定できます。

(4) 標準ポイント付与率を上回るポイント付与率が設定された場合に付与されるポイントは、ポイント付与の対象となる商品価格に当該設定によるポイント付与率を乗じて計算します。

(5) 出店様はストア別付与率設定機能を利用する場合、有効期間中にポイント付与率、有効期間等の修正はできません。

(6) 出店様負担によるポイント付与率の設定は出店様の意思によっておこなうものとし、設定されたポイント付与率、当該付与率に基づきポイントを付与する期間等について当社はなんら責任を負いません。

第 4 章 アフィリエイト

第 1 アフィリエイト料率

出店者様が負担するアフィリエイト料率は、基本料率（固定）の 1%と出店者様が任意に変更できる特別料率（0～49%）の合計です。

アフィリエイトパートナーには、上記の出店者様負担の料率に当社の負担料率 1%（※2014 年 2 月 1 日より、新規注文のみ 1%を付与に変更）を加算してお支払いいたします。

第 2 アフィリエイト料率の設定可能期間

翌々日午前 0 時以降の料率を設定できます（翌日の設定はできません）。

また、設定した料率は、設定日の前々日 23 時 59 分 59 秒まで取消および修正ができます。

※料率設定を変更した日の前日になると設定内容が確定し、取消および修正はできません。ご注意ください。

第 3 アフィリエイト料率設定のメリット

アフィリエイトの料率を高めを設定すると、アフィリエイトパートナーが確認する料率リストの上位に表示されます。

アフィリエイトパートナーは報酬が増えるため、お客様を積極的に誘導する可能性が高くなります。

第 4 リスクについて

料率設定を行うと、誘導の効果が上がる可能性が高くなると同時に負担金額も増加します。

本機能をご利用の際には、サービス責任者を含め貴社内で十分検討していただいたうえで、出店者様のご判断でお申し込みください。

本機能のご利用に伴う損失等は、基本的に出品者様の責任となります。あらかじめご注意ください。

第 5 報酬原資負担分および手数料について

アフィリエイトサービスで、お支払いいただく金額は、以下 2 項目の合算です。

- ・ アフィリエイト報酬原資
商品代金×負担料率（基本料率と特別料率を足したもの）
- ・ アフィリエイト手数料
アフィリエイト報酬原資の 30%

第 5 章 ショッピングクーポン

第 1 定義

本章において、「本注文額」とは、注文額に消費税および地方消費税を加えた額をいいます。

第 2 ショッピングクーポンサービスの内容

- 1 ショッピングクーポンサービスを利用できる商品等
ショッピングクーポンサービスを利用できる商品等は、Yahoo!ショッピングにおいて取り扱い可能な商品および役務とします。なお、当社は、当社の判断により、当該商品等を変更し、制限することがあります。
- 2 ショッピングクーポンの種類
ストアクリエイターPro を利用して出店している出店者が発行できるクーポン（以下、ストアクーポンという）と、当社が発行するクーポン（以下、モールクーポンという）があります。
- 3 ショッピングクーポンの併用
お客様が同一注文内で、ストアクーポンおよびモールクーポンを同時に利用することはできません。なお、複数クーポンを獲得されたお客様は、注文時に適用クーポンを選択することができます。
- 4 ショッピングクーポンの利用キャンセル
ショッピングクーポンを利用した注文について、出店者様はお客様からの申し出等によりショッピングクーポンの利用をキャンセルすることができます。なお、相当の事情やお客様への説明が無いまま出店者様都合により一方的にショッピングクーポンの利用をキャンセルする行為は禁止します。

第 3 スタアクーポンについて（ストアクリエイターpro）

※ストアクリエイターではこの機能は使用できません。

- 1 スタアクーポンの種類は、以下のとおりとします。
 - (1) 送料無料
1 注文の商品送料分を一律無料にするストアクーポン
 - (2) 定額値引き（●円引き）
本注文額から、設定した定額分を値引きするストアクーポン
 - (3) 定率値引き（●%引き）
本注文額から、設定した定率分を値引きするストアクーポン

※値引き額の 1 円未満は切り捨てとします。

2 ストアクーポンの利用条件

ストアクーポンの利用条件は、以下のとおりとします。

(1) 対象商品等の指定の有無

ア 対象商品等を指定する場合

ストアクーポンを利用できる対象商品等は最大 100 品目指定できます。

※ 定額値引きおよび定率値引きについては、ストアクーポン 1 回の利用につき、指定した対象商品等 1 品目の本注文額を値引きの対象とします。

※ お客様が同一注文内で複数の商品を注文し、お客様が利用するストアクーポンにおいて対象商品等として指定された商品が含まれる場合であって、お客様が利用するストアクーポンの利用回数が当該注文内に含まれる対象商品等として指定された商品の個数に満たない場合、ストアクーポンによる値引きは、対象商品等のうち本注文額の高い商品から順番に適用されます。また、お客様が複数のストアクーポンを利用した場合、お客様にとってより有利な条件（値引き額が大きくなる）となるストアクーポンを、対象商品等のうち本注文額の高い商品から順番に適用します。

例) お客様が商品 A（本注文額 500 円）を 1 個および商品 B（本注文額 300 円）を 1 個注文し、かつ、「商品 A および商品 B に利用できる 5%引きクーポン」を 1 枚利用した場合、本注文額の高い商品 A に対して 5%の値引きストアクーポンを適用します。

例) お客様が商品 A（本注文額 500 円）を 1 個および商品 B（本注文額 300 円）を 1 個注文し、「対象商品を指定しない(ストア全商品に利用できる) 5%引きクーポン」および「商品 A に利用できる 10%引きクーポン」を 1 回ずつ同時に利用した場合、商品 A の注文額の 10%引き、商品 A と B の合計金額の 5%引きが適用されます。

※ 複数の商品を対象商品等として指定し、対象商品等の同時購入をストアクーポンの利用条件とすることもできます。

※ 公開範囲（カート）の表示・非表示設定で「表示」を選択している場合は、複数の商品を対象商品等として指定し、対象商品等の同時購入をストアクーポンの利用条件とすることはできません。

イ 対象商品等を指定しない場合

(i) 対象商品等を指定せずにストアクーポンを発行できます。

(ii) 対象商品等を指定しなかった場合、ストアクーポンを利用した注文における全商品の本注文額の合計金額を値引きの対象とします。

(2) 有効期限

出店者がストアクーポンの公開日として設定する日から起算し、1 日から 90

日までの範囲において 1日単位でストアクーポンの利用の有効期限を設定できます。

(3) 本注文額、注文個数

以下のいずれかの条件を指定できます。同時に指定することはできません。

ア 金額条件 (●円以上)

ストアクーポンを利用した注文における全商品の本注文額の合計金額が一定以上の金額となる場合に利用できる条件を設定できます。

イ 個数条件 (●個以上)

注文する商品数が一定以上の個数となる場合に利用できる条件を設定できます。

なお、対象商品等を指定するストアクーポンに個数条件を設定する場合でも、対象商品等と対象外の商品の注文個数を合計した個数に基づいて個数条件を満たすかを判定します。

(4) 利用端末

パソコン、スマートフォンのいずれか、または両方を選択できます。

※ 公開範囲 (カート) の表示・非表示設定で「表示」を選択している場合は、パソコン、スマートフォン両方の選択が必要となります。

(5) スタアクーポンの利用可能回数

ア お客様お一人あたりのストアクーポンの利用回数について、上限 (●回まで) を設定、または無制限とすることができます。

イ お客様ごとの利用可能回数にかかわらず、当該ストアクーポンを利用される回数の上限を設定できます。

※ 「お客様ごとの利用可能回数×配布人数」を対象商品等の在庫数より多く設定する場合は、お客様に告知する際やクーポン名、クーポン説明文等に「先着●個限定」「先着●名限定」と明記してください。なお、ストアクーポンの発行にあたり、先着分の対象商品等を確保するめどをたててください。

※ 公開範囲 (カート) の表示・非表示設定で「表示」を選択している場合は、お客様の利用可能回数にかかわらず、当該ストアクーポンを利用される回数の上限を設定することはできません。

(6) スタアクーポンの併用

対象商品等を指定しないストアクーポン同士の併用を除き、同種または異なる種類のストアクーポンを併用できるものとします。

(7) スタアクーポンの公開設定

ストアクーポンの公開範囲 (カート) を「表示」または「非表示」に設定することができます。

3 売上ロイヤリティおよびポイント付与

- (1) ストアクーポンの利用に伴い値引きされた後の額が注文額です。売上ロイヤリティは、注文額に対して計算されます。
- (2) ポイント付与の対象となる売上額は、ストアクーポンの利用により値引きされた後の額です。

4 順守事項

- (1) ストアクーポンの内容（対象商品等、商品画像、利用可能回数等）や条件（複数商品同時購入、先着順等）は、お客様に告知する際やショッピングクーポン発行の際にわかりやすく明記してください。
- (2) ストアクーポンにはわかりやすい商品の画像を表示してください（静止画以外の表示はできません）。また、利用約款および法令等を順守し、第三者の著作権を侵害するものその他不適切な画像は使用しないでください。
- (3) ストアクーポン発行の際は、商品番号や値引き額を間違えないように確認してください。
- (4) 告知内容が虚偽・誇大とならないように注意してください。二重価格表示や優良誤認、有利誤認、不当廉売などにあたらないか確認してください。

第4 モールクーポンについて

1 モールクーポンとは

当社は、一定の商品やカテゴリ等を対象として、注文金額の定額値引きや定率値引き等で利用できるモールクーポンを発行する場合があります。モールクーポンが利用された注文について、出店者様はモールクーポン利用後の金額でお客様と取引を行います。モールクーポンによる値引き額は当社が原資負担するものとして、次項の定めにより当社から出店者様へ支払います。

2 出店者様から当社に対する値引き額の請求

- (1) 当社は、ストアクリエイターPro 内で計算された月間のモールクーポン利用による値引き分（以下「モールクーポン利用分」といいます）を、当該モールクーポンが利用され取引を行った出店者様に対し、翌月末日までに支払います。また、ストアクリエイター内で計算されたモールクーポン利用分については、取引が確定した翌請求受取日に支払います。
- (2) 支払い方法は、出店者様が指定した出店者様名義の金融機関の預金口座に振り込み・送金することとします。
- (3) 支払いの際に発生した振込手数料は、当社が負担します。
- (4) 毎月のモールクーポン利用分は、ストアクリエイターPro・ストアクリエイター内で確認できます。

3 モールクーポンを利用した注文の取消

(1) モールクーポンが利用されていた注文の取消

お客様からの申し出等により該当注文の取消があった場合、モールクーポン利用分は当社所定の方法により自動的に取り消されます。

(2) モールクーポンが利用されていた注文の取消による差額処理

ア 当社よりモールクーポン利用分の支払いがなされた取引が取り消される場合、当該取引をおこなった出店様は、当社からすでに受領したモールクーポン利用分を当社に返金します。返金方法は、該当注文の取消が発生した月のモールクーポン利用分の出店様から当社に対する請求分と相殺する方法とします。また、返金額が当該請求額を超過した場合、出店様は当社に対して当社が指定する方法にて返金するものとします。

イ 本契約終了の時点で本契約が終了した月までのモールクーポン利用分との相殺をおこなってもまだ超過する返金額があるとき、出店様は当社に対して当社が指定する方法にて本契約終了後に返金するものとします。

4 売上ロイヤリティおよびポイント付与

(1) 売上ロイヤリティの対象となる売上額は、モールクーポンの利用により値引きされる前の金額です。

(2) ポイント付与の対象となる売上額は、モールクーポンの利用により値引きされる前の金額です。

2017年10月10日改定

以上